

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第396号)

平成17年8月19日

横情審答申第396号

平成17年8月19日

公立大学法人 横浜市立大学

理事長 宝田 良一 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年4月11日市運第8号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「外来診療録 母子医療センター平成15年2月25日～平成15年3月7日 精神医療センター平成15年2月25日～平成15年3月7日」
及び「入院診療録 母子医療センター平成15年2月25日～平成15年3月7日」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「外来診療録 母子医療センター平成15年2月25日～平成15年3月7日 精神医療センター平成15年2月25日～平成15年3月7日」及び「入院診療録 母子医療センター平成15年2月25日～平成15年3月7日」の個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「外来診療録 母子医療センター平成15年2月25日～平成15年3月7日」（以下「文書1」という。）、「外来診療録 精神医療センター平成15年2月25日～平成15年3月7日」（以下「文書2」という。）及び「入院診療録 母子医療センター平成15年2月25日～平成15年3月7日」（以下「文書3」という。文書1から文書3までを総称して、以下「本件診療録」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長が、平成17年2月7日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

なお、平成17年4月1日に公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が創設されたことにより、本件異議申立てにつき決定をする権限は、横浜市長から実施機関に引き継がれた。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件診療録は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第17条第4号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 診療録（カルテ）への記載は、診療を行った際に、医師法（昭和23年法律第201号）第24条に基づき必ず行われる。入院診療録は1回の入院ごとに1冊作成され、外来診療録は1人の患者につき1冊作成される。診療録への記載事項は、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第23条において、診療を受けた者の住所、氏名、性別、年齢、病名及び主要症状、治療方法（処方及び処置）並びに診療の年月日と規定されている。

横浜市立大学附属市民総合医療センターでは、既往症や看護記録、検査結果等の

患者情報も診療録として取り扱い、管理しているため、本件請求の対象に含めている。

- (2) 本件処分においては、文書1及び文書3のうち入院抄録及びプロフィール用紙に記載された第三者に関する情報、文書2のうち2月21日及び3月7日の経過記録に記載された第三者に関する情報並びに文書3のうち2月27日の産科手術記録及び3月7日の経過記録に記載された第三者に関する情報について、これを開示すると当該第三者のプライバシーを侵害する等正当な権利利益を侵害するおそれがあるため、旧条例第17条第4号に該当すると判断し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件診療録の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 文書1及び文書2の入院抄録の非開示部分については、「妊娠経過概要」欄の記載であり、申立人本人の情報である可能性が高い。また、申立人の母親に関する情報である場合には、その母親本人は実の娘に当該自己情報を開示することに同意している。したがって、いずれの場合にも第三者情報として非開示とすることは妥当ではない。
- (3) 文書1及び文書3のプロフィール用紙の非開示部分については、家族構成欄の実母に関する記載であれば、母親本人は実の娘に当該自己情報を開示することに同意している。したがって、第三者情報として非開示とすることは妥当ではない。
- (4) 文書2の2月21日の非開示部分については、来院した兄に対してなされた説明の一部であるが、非開示部分が申立人本人ならば当然のこと非開示事由に当たらないし、母親に関するものである場合でも、母親本人は実の娘に当該自己情報を開示することに同意している。したがって、いずれの場合にも第三者情報として非開示とすることは妥当ではない。
- (5) 文書2及び文書3の3月7日の非開示部分については、申立人本人ならば当然のこと非開示事由に当たらないが、母親に関するものである場合でも、母親本人は実の娘に当該自己情報を開示することに同意している。したがって、いずれの場合にも第三者情報として非開示とすることは妥当ではない。
- (6) 文書3の2月27日の非開示部分が申立人本人ならば当然のこと非開示事由に当たらないが、母親に関するものである場合でも、母親本人は実の娘に当該自己情報を開示することに同意している。したがって、いずれの場合にも第三者情報として非開示

とすることは妥当ではない。また、内縁の夫に関する情報である場合も、その内縁の夫の同意を条件として開示すべきである。

また、「投薬」後の非開示部分については、母親の情報であれば母親本人は実の娘に当該自己情報を開示することに同意している。したがって、第三者情報として非開示とすることは妥当ではない。

- (7) 本件診療録の非開示部分には、申立人に見せたくないということで非開示とされている申立人の情報が含まれているのではないかと。また、開示された情報のうち、解読できない部分がある。

5 審査会の判断

(1) 本件診療録について

医師法第24条は「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない」と規定しており、診療録の記載事項については、医師法施行規則第23条において、診療を受けた者の住所、氏名、性別、年齢、病名及び主要症状、治療方法（処方及び処置）並びに診療の年月日と規定している。

本件診療録には、上記の規定に基づき記載された情報のほか、既往症や看護記録、検査結果等の患者情報も併せて記載されている。

(2) 条例改正について

本件諮問は、平成17年4月1日から施行された横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第53条第1項の規定に基づき行われたものであるが、本件処分については旧条例に基づき行われたものであるため、当審査会では、旧条例の規定により本件処分の妥当性について判断する。

(3) 旧条例第17条第4号の該当性について

ア 旧条例第17条第4号では、「第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件診療録のうち非開示とした部分（以下「本件申立部分」という。）には、第三者に関する情報が記載されているため、これを開示すると当該第三者のプライバシーを侵害するなど当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるため非開示としたと主張している。

ウ 実施機関の主張の妥当性について検討するため、当審査会が本件診療録を見分したところ、本件申立部分に記載されている情報は、いずれも申立人以外の第三者

に関する情報であると認められ、また、これらの情報は、開示することにより当該第三者のプライバシーや社会生活上の利益を侵害するおそれがあると認められるため、本号に該当すると判断した。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件診療録のうち本件申立部分を旧条例第 17 条第 4 号に該当するため非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 17 年 4 月 11 日	・ 実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成 17 年 4 月 8 日 (第 292 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 17 年 4 月 15 日 (第 1 回第三部会) 平成 17 年 4 月 22 日 (第 61 回第二部会) 平成 17 年 4 月 28 日 (第 60 回第一部会)	・ 諮問の報告
平成 17 年 5 月 16 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 17 年 7 月 1 日 (第 5 回第三部会)	・ 審議
平成 17 年 7 月 15 日 (第 6 回第三部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成 17 年 8 月 5 日 (第 7 回第三部会)	・ 審議